

1. 件名: 国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所の核燃料物質使用承認申請に係る面談

2. 日時: 令和3年10月7日(木)8:30~10:00

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室 ※テレビ会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門

真田安全審査官、本多主任安全審査官、矢野安全審査官

国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所

原子力基礎工学研究部門 核物質管理学研究分野 助教

5. 要旨

(1) 国立大学法人京都大学(以下「京都大学」という。)から、令和3年10月1日付けで申請のあった核燃料物質使用変更承認申請書(以下「本申請」という。)について、申請の概要について説明を受けた。

(2) 原子力規制庁からは、本申請に係る事実確認を行うとともに、主に以下の点を伝えた。

○核燃料物質の事業所外への払出しについて、原子炉等規制法第55条第3項において準用する第53条第1号への適合性に係る説明がなく、また、使用の目的及び方法に関しても説明されていないため、申請書において整理して説明すること。

○臨界集合体棟に新たに受け入れる核燃料物質の使用の目的及び方法を説明すること。

○本申請の新旧対照表について、一部の変更内容のみの抜粋となっており、すべてではないことから、変更理由及び内容が確認できない。本申請の変更内容について、改めて整理の上、説明すること。

(3) 京都大学から、今後の面談にて説明する旨の回答があった。

6. 提出資料

なし